

共同プロジェクト等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京工科大学（以下「本学」という。）の教員個人又は複数の教員（以下「構成員」という。）による研究又は共同研究（以下「共同研究等」という。）を推進し、教育研究の質の向上を図るとともに、片柳研究所における研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 共同プロジェクト等は、構成員による特定の共同研究等に対し、片柳研究所が予算を拠出し、当該共同研究等を支援するプロジェクトである。

2. 片柳研究所が拠出する予算を共同研究費という。

(共同研究費予算)

第3条 共同研究費予算は、各年度3,000万円を限度とする。

2. 共同研究費予算は、当該共同研究等の進捗状況等により1年目に残額が生じた場合は、これを研究期間の範囲内で2年目以降に繰り越すことができる。

(研究期間)

第4条 共同プロジェクト等の研究期間は、3年を限度とする。

2. 共同プロジェクト等の研究期間が1年又は2年の場合であって、当該研究期間に十分な研究成果が得られ、当該研究を継続することにより研究の更なる発展が見込まれる場合は、当該研究期間の延長を認める場合がある。ただし、この場合も通算した研究期間は3年を限度とする。

(応募要領)

第5条 研究所長は、共同プロジェクト等の要件、応募資格、選考基準等を定めた応募要領（以下「応募要領」という。）を作成し、大学評議会の議を経て学内に周知するものとする。

2. 研究所長は、前項の応募要領を改定する場合も大学評議会の議を経なければならない。

(申請)

第6条 共同プロジェクト等の申請は、応募要領の定めるところによる。

(審査及び選定)

第7条 申請のあった共同プロジェクト等の審査は、学長を委員長、研究所長及び実践研究連携センター長を副委員長とし、委員長と副委員長が協議のうえ指名する、教員及び外部有識者若干名を委員とする共同プロジェクト等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して行うものとする。

2. 委員長及び副委員長は、申請のあった共同プロジェクト等の内容及び専門性等に応じた委員を学内外から指名することにより、当該共同プロジェクト等の適正かつ公平な審査に努めなければならない。

3. 申請のあった共同プロジェクト等の選定は、応募要領に定める基準により行うものとする。

4. 選定委員会は、選定した共同プロジェクト等について大学評議会に報告しなければならない。

5. 選定委員会は、申請された共同プロジェクト等の審査結果を学内に公表し、審査の適切性及び透明性を保たなければならない。

(実 施)

- 第8条 承認された共同プロジェクト等の開始時期は、応募要領により定めるものとする。
2. 共同研究費は、承認された研究期間を過ぎて使用することはできない。ただし、第4条第2項により研究期間の延長が認められた場合は、延長された研究期間に限り共同研究費を使用することができる。

(進捗報告及び中間評価)

- 第9条 研究期間が複数年度の共同研究等の場合は、進捗状況及び次年度の研究計画を、研究期間終了月の前月までに選定委員会に提出しなければならない。
2. 選定委員会は、進捗状況の評価を行うとともに、選定基準から逸脱しているか又は当該共同プロジェクト等を継続しても研究の目的を達成する見込みがないと判断した場合は、2年目の予算の見直し、研究内容又は研究計画の見直しの指示及び2年目以降の共同プロジェクト等の支援の中止を行うことができる。

(最終評価及び公表)

- 第10条 研究代表者は、当該共同プロジェクト等の終了後1か月以内に研究成果報告書を作成し、選定委員会による最終評価を受けなければならない。
2. 研究成果報告書は、適切な方法により学内外に公表するものとする。

(庶 務)

- 第11条 この規程に基づく庶務は、大学事務局研究協力部実践研究推進課が行う。

(改 廃)

- 第12条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、平成8年10月1日施行の東京工科大学共同研究に関する規程は廃止する。
1. この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成17年7月20日から施行する。
1. この改正規程は、平成26年6月18日から施行する。
1. この改正規程は、令和3年10月1日から施行する。
1. この改正規程は、令和4年5月18日から施行する。